日•EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル提言に関する
欧州委員会業務経過報告書

2000年7月16日－18日 於：東京
目 次
ページ
交換•研修プログラム ..... 1
規則および規制の共通化 ..... － 2
会社法 ..... － 3
合併に関する指令 ..... － 7
連結税制 ..... － 4
年金コスト
ビザおよび就労許可書
関税および関税分類
ダンピング防止
国際会計基準（IAS） ..... 5
財政の共通化 ..... － 6
移転価格税制 ..... － 7
電子商取引課税 ..... － 7
IMT2000 標準化 ..... － 8
自主基準の共通化 ..... － 9
先願主義対先発明主義
相互認定協定（MRA） ..... $\cdot 10$
医療機器の相互認定協定（MRA） ..... $\cdot 10$
地域電話サービスへの個別料金方式および時間に基づく相互接続料金の導入11
電子商取引に関するグローバル・ビジネスダイアログ（GBDe）
支援 ..... 12
GBDe：著作権侵害の場合の通告および除去手続き
GBDe：トラストマーク計画 ..... 13
GBDe：市民提言活動グループ ..... 14
GBEe：IPR 保護 ..... 14
電子署名および捺印 ..... 14
ビジネスモデル特許 ..... 15
WT0 新ラウンド ..... 15
（p．3）
2001年6月，欧州委員会業務経過報告書

交換•研修プログラム

## 1．東京提言の総括

EU および日本のビジネスマン達に市場環境や市場心理に対する理解を一層深めてもらうこ とを目的として掲げ，これらビジネスマン達を対象に交換研修プログラムを拡充する。

2．実施された措置およびその現状
欧州委員会は，加盟国レベルでの活動を展開すると共に，日本市場への進出を望む欧州企業向けの交換•研修プログラムを積極的に推進してきた。
日欧産業協カセンターは，欧州委員会企業総局と日本の経済産業省（METI）の間の合同機関として1987年に設立されて以来，その役割を順調に果たしたきた。すなわち同センター は，日本において EU の企業幹部向けのセミナーおよび研修プログラムを開催すると共に， EU ビジネスダイアログ・ラウンドテーブル（EUJBDRT）の事務局としても機能している。同 センターが 13 年に及ぶ活動を通じて研修してきた欧州の企業幹部，研究者，およびエンジ ニアリング専攻の学生の数は，1， 000 名を超えるに至った。欧州委員会企業総局は，特別奨学金制度によって，このようなプログラムの 1 つに参加を希望する中小企業（SMEs）に対 し奨学金を与えている（人材研修プログラム（HRTP））。
同様に，欧州委員会対外関係総局も 3 つの補足的な日本プログラム，（1）経営者研修プログ ラム（ETP），（2）「日本へのEU窓口」輸出推進キャンペーン，および（3）「特別プロジェク ト」制度，を運営し成果を上げている。ETP には，1979年の開設以来700名を超える経営者達の参加があった。また日本への公口キャンペーンは， 2 度の実施を通じ，合わせて 1,200 を超える欧州企業を日本へ紹介したが，その大半がSMEsである。

3．今後の実施見通し
欧州委員会は，日欧産業協カセンターの活動に今後も長期的に関与することとし，2005 年 までETP および日本への窓口の活動を継続することで合意を結んだ（欧州理事会規制2001年 2 月 26 日の No． $382 / 2001$ ）。
現在のEU 加盟候補国の企業が同センターや他の交換•研修プログラムに参加すれば，多大 な恩恵に浴することになるため，EU 拡大後も以上の活動が実業界に与える価値は高まって いく。
（p．4）
規則および規制の共通化

1．東京提言の総括
透明性，中立性，説明責任，一貫性，予見性，効率性，および独立性の原則をもって，規制面での手順を踏むべきである。

2．実施された措置およびその現状
欧州理事会は，2000年5月リスボンにおいて，規制環境分野における 3 つの相互関連事項 から成る結論を導きだし，欧州委員会内部の新旧両面の活動に取り組むこととした。この リスボンにおける結論の第 1 の事項では，規制改革のための全般的な戦略調整に対する単刀直入な要請\｛1\}が取り扱われ, 第2, 第3の事項では, 規制分野における 2 つの特定優先事項，すなわち，法律理論の代替手段を検討することの重要性\｛2\}, および欧州企業の競争力を巡る新旧法律を原因としたあらゆるレベルでの負担の可能性 $\{3\}$ が取り上げられてい る。

現在，欧州統治白書の作成に向けて論じられている事柄には，法律の質向上のための措置，従来からの規制方式に取って替わる代替方式の適用（たとえば，相互規制，自己規制など）， および公的機関と市民社会の間における新しい連携方式の奨励がある。
ビジネス影響度評価システムは，規制がビジネスに対しもたらす結果を評価するという政策目標達成のために規制当局が用いる方法である。同システムは，新規の法律案および EC時代の法律の改正案を対象に運用することが可能で，現在改定中である。
継続中の SLIM 構想においては，特定分野における規制法規の内容簡素化が検討されている。

3．今後の見通し
欧州委員会は，リスボンでの「規制改善」に対する要請を追認する内容を盛った「規制環境の改善および簡素化（COM（2001）130最終版）」に関する中間報告書をまとめ，2001 年 3月 23 日から 24 日にスウェーデンのストックホルムで開催された欧州理事会特別会議の席 でこれを発表した。
$\{1\} 2001$ 年までに，規制環境を簡素化するため調整措置をさらに加える戦略を策定すること。
$\{2\}$ 「一将来，技術面での変化が速まることに伴い，新しく柔軟性に富んだ規制面でのアプ ローチが必要となる可能性がある」。
\｛3\}「一ビジネスの競争力および活力は, 投資, 革新性, および企業家精神を喚起する規制環境から直接的な影響を受ける。欧州の各機関，各国政府，および地域•地方当局は，規制案のもたらす影響と規制遵守のコストに対し引き続き特別な関心を払う必要があり，こ

のことを目標として掲げつつ，実業界および市民との対話を継続すべきである」。 （p．5）

2001年7月に発表される予定の「欧州統治白書」には，新たな作業が記載される予定であ る。
（p．6）
会社法

1．東京提言の総括
欧州会社法を直ちに採択する。

2．実施された措置およびその現状
2000 年 12 月 20 日，欧州企業の会社法の分野を統括する規制，およびかかる欧州企業に関 わる労働者に関する指令について，すべての EU 加盟国の間で政治的な合意が結ばれた。

3．今後の見通し
上記の規制および指令の原文案の採択に向け，以下の予定が組まれている。

- 議会の意見：7月4日
- EU 域内市場評議会：9月末
- 欧州理事会による採択：2001年10月

同原文は，採択から 3 年後に（2004 年までに）発効しなければならない。
（P．7）
合併に関する指令

1．東京提言の総括
合併に関する指令の適用範囲を拡大し，現地企業の組織を欧州本社の下での支店組織に変更するなど，グループ間の再編にも適用できるるよう，取り計らうべきである。さらに， キャピタルゲイン税の問題にも取り組む必要がある。

2．実施された措置およびその現状
一般に国際間の合併に関する限り，合併に関する指令は適用範囲が限られている点におい てもまた具体的な運用面でも十分とは言えず，この意味で欧州委員会には果たすべき義務 がある。欧州委員会が欧州理事会向けに現在実施中の企業課税に関する調査の中では，特 にこの点が検討されることになっている。同調査は，2001年9月以前に発表される予定で ある。

同調査および調査の結論に基づいた措置について，正確に述べることは時期尚早である。 EU の現状についての見直し案が，「今後数年間の欧州連合の重要課題に対応した租税政策」 （COM（2001）260 最終版）に関する欧州委員会の通知に記載されている。
このような見直し案があるとは言え，問題が多いことで知られる再編業務に関する限り，資産譲渡に関する一般的な移転税およびキャピタルゲイン税制を巡り，状況は複雑さを増 している。上記の調查は，合併に関する指令が現時点において抱える検討課題の範囲をい くぶん超えたこれらの問題について，検討する。
問題の根幹は，EU 会社法が現在 EU 域内における国際間の合併を考慮に入れておらず，その ため，合併に関する指令が資産譲渡および株式交換に対し事実上縮小解釈され適用されて いる点にある。欧州会社法の原則に関する最近の合意は，この問題に取り組む上で役立つ と考えられ

る。

## 3．今後の見通し

欧州会社法の含みある意味についての詳細な分析に従らと，勧告を実施することにより，税制に適用可能な規則を変更する必要性がなくなる可能性がある。
税制に適用可能な規則に関しての欧州委員会の将来に向けた戦略が，企業課税調查に基づ いて決定される予定である。
（P．8）
連結税制

1．東京提言の総括
税務上中立的な合併や現地の企業再編を認める税制を促進する。

2．実施された措置およびその現状
上記の合併に関する指令の節でも触れたように，欧州委員会が欧州理事会向けに現在進め ている企業課税に関する調查の中で，連結税制についての検討がなされることになってい る。同調査は，2001年9月以前に発表される予定である。
EU の現状に関する見直し案が，「今後数年間の欧州連合の重要課題に対応した租税政策」 （COM（2001） 260 最終版）に関する欧州委員会の通知に記載されている。

## 3．今後の見通し

同調査および調査の結論に基づいて正確にどの措置が講じられるのかを述べることは，時期尚早である。
（P．9）
年金コスト

1．東京提言の総括
将来的に単一の EU 社会保障制度を創設することを視野に入れ，日本および特定の EU 加盟国は，交渉を通じ，年金コストの二重払いから生じるコストをいずれは引き下げるべきで ある。

2．実施された措置およびその現状
社会保障分野における EC の規定，特に規制（EEC）1408／71は，国家の保障制度を調整して はいるが，共通化はしていない。
したがってEU 加盟国は，同規制に定められた待遇の平等性および非差別の基本原則を遵守 する限り，提供する給付金の種類，受給資格の条件，および給付額など，独自の社会保障制度を詳細にわたり自由に決定できる。
欧州委員会が 2001 年 4 月 19 日に「従業員年金の EU 域内国際間条項に対する税務上の障害除去」に関する通知を発表したことも，注目すべき事項である（COM（2001） 214 最終版）。

## 3．今後の実施見通し

上記第2項で言及したECの規定は，現在のところ欧州連合または欧州経済地域の加盟国の国民に対してのみ適用される。したがって，欧州委員会は，合法的に加盟国に滞在し同国 の法律に基づいて社会保障拠出金を支払つている第三国の国民への拡大適用を図る意味で，規制 1408／71 を修正する欧州理事会規制を提案した。同規制の拡大適用は，日本の国民に対しても実施される（10．01．98 の 0J C 006，P．15）。欧州理事会は，現在同提案を検討中 である。
（P．15）
国際会計基準

## 1．東京提言の総括

公正市場価額を確実に実現するため，協定範囲での現地別適用を認めながら，世界的な基本基準を採用する。
国際会計基準（IAS）を早急に受け入れ，資本市場における国際間の上場を目指すべきであ る。

2．実施された措置およびその現状
EU は，基本国際会計基準を遵守する。勧告に盛られたこれらの基準はいくぶん柔軟性を持

たせてある。EU は，これらの国際的な原則を特定の状況や目的に適合させるための好機と して，提言をとらえている。

## 3．今後の見通し

2001年5月31日に，金融商品を対象とした公正価値会計に関する指令が採択された。同指令は，市場の動向（たとえば，デリバティブ商品の広範な普及），ビジネス，および国際会計基準を考慮した形でEU会計指令を修正している。同指令の主な目的は，企業が，金融商品の評価に関する IAS 39 などの国際会計基準（IAS）を完全に適用できるよう促すことで ある。

欧州委員会は，資本市場における国際間の上場を目指し早急に IAS を受け入れるべきであ るとの結論に共感している。同委員会は，規制13．2．2001のC0M（2001） 80 最終版に対する提案を発表したが，その内容は，規制市場に上場された銀行や保険会社を含むEUの全企業 に対し，国際会計基準（IAS）に従った連結決算への準備を義務づけるものである。この義務は，遅くとも 2005 年には法制化される予定である。EU 加盟国は，この義務を非上場会社 や個別財務諸表の作成へと拡大する選択肢を持つことになる。同規制は，EU 域内における企業決算の一層の透明性を実現すると共に一段と容易な比較を可能にするものであり，国際間の有価証券取引に対する障壁を除去する役目を果たすことになる。

財政の共通化

1．東京提言の総括
ビジネスダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）は，欧州委員会に対し，直接税制の分野 で財政の共通化の方向へ向から努力を一層重ねるよう要請する。

## 2．実施された措置およびその現状

欧州委員会は，国際間の投資およびビジネス運営の促進を意図した指令を対象に，いくつ かの提案を作成した。その中から欧州理事会は，関連企業間の配当支払いについての提案， および資産の合併•分割•譲渡に適用可能な税制に関する指令についての提案などを採択 した。利息やロイヤルティに対する源泉徴収税の適用についての提案，および損失計上に ついての提案は，引き続き懸案事項のままである。
欧州委員会は，EU の企業課税について広範な調査を現在実施している。同調査は，有害な税務上の競争という課題を取り扱っているが，EU 域内市場に残存する国際間の経済活動に対する税務上の障害にもこれから焦点を合わせていく。
同調査は，2001年9月以前に発表される予定である。
EU の現状に関する見直し案が，「今後数年間の欧州連合の重要課題に対応した租税政策」
（COM（2001）260 最終版）に関する欧州委員会の通知に記載されている。

## 3．今後の見通し

欧州委員会の将来の戦略は，同調査を基に決定される予定である。

移転価格税制

1．東京提言の総括
EU および日本は，納税者が入手できる情報に基づいて移転価格の計算法を作り上げる先端的な価格承認システムの標準化を目指した統一規則について合意すべきであり，この統一規則をその後の税務監査よりも優先して扱うべきである。

## 2．実施された措置およびその現状

EU 加盟国および日本は，OECD のレベルで移転価格の問題に共に取り組んでいる。移転価格 に適用可能な規則は，通常二国間の二重課税条約および当該国の国内法により決定される。欧州レベルで唯一現存する手段は，関連企業の利益調整に関わりのある二重課税の除去に関する1990年7月23日条約である。

3．今後の実施見通し
欧州委員会は，EUの企業課税について広範な調査を現在実施している。この調査は，EU内 における企業課税の効率的な水準について判断し，EU 域内市場に残存する国際間の経済活動に対する税務上の障害に焦点を合わせることを目標とする。また同調査は，政策上の関連問題について考察し，このような障害からの救済策の可能性についても入念に検討しな ければならない。同調査の趣旨から，一般的な移転価格問題（EU 域内での）について，特 に仲裁条約の機能に力点を置いた綿密な検討が加えられる。
同調査は，2001年9月以前に発表される予定である。
EU の現状に関する見直し案が，「今後数年間の欧州連合の重要課題に対応した租税政策」 （C0M（2001）260最終版）に関する欧州委員会の通知に記載されている。

電子商取引課税

1．東京提言の総括
インターネットを通じて提供されるサービスへの効果的な課税を可能にする賦課課税
（VAT）指令の修正を，これ以上進めないよう，EUに対し勧告した。

2．実施された措置およびその現状
欧州委員会は，業界との広範な協議に基づいて，電子的手段により提供される特定サービ スに適用可能な付加価値税の取り決めに関わる指令を対象に，欧州理事会に提案を提出し た。同提案は，電子的手段の分野で国際的に合意された指針である電子商取引に関す DECD の税制枠組み条件を満たすものである。

経済社会評議会および欧州議会は，それぞれの意見を発表した。欧州理事会は現在同提案 について検討している。

3．今後の見通し
東京提言が実際の電子商取引課税についての不完全な分析に基づいていることは明らかで あり，このため，EU が同提言に従う可能性は低い。
OECD に所属する諸国は，電子的手段（すなわち電子商取引）により提供される供給品への消費税（間接税）の適用に関する枠組み条件については，合意済みである。欧州委員会の目標は，消費国において，税制原則を電子商取引のすべての形態に対し平等に ，現存する歪みを除去しつつ適用することである。
米国の状況について述べると，州間を移動する供給品に対し課税が免除されるという説明 は正しくない。ほとんどの状況において，売り手には別の州で登録する義務や適用可能な売上税を受取人に代わって回収する義務がない場合が多いというのは真実であるが，それ でも，受取人には依然として同額の使用税を支払う責任がある。
欧州委員会が提出した変更事項は，欧州における現行の VAT 規則を新興の電子ビジネス環境に合わせたものへと近代化し，さらに EU 域内および EU 域外の供給業者のために明確で首尾一貫した規制環境を整備することを目的とする。

IMT2000 標準化

1．東京提言の総括
欧州と日本が，3G 技術標準策定のためのパートナーシップ・プロジェクト（3GPP）リリー ス 2000 の標準化と IMT2000 の商業化を図る上で協力を進める可能性がある。欧州と日本の両地域が 3GPP に対し，国際電気通信連合（ITU），3GPP2，IETF，および WAP フォーラムの ような他の標準化機構と効率的に協力するよう働きかけ，リリース 2000 規格が顧客や市場 のニーズをコスト効率の良い方法で最終的に満たすよう図っていくことも重要である。

2．実施された措置およびその現状
ITU は，2001年秋に欧州において共通化方式で適用される予定のリリース 99 規格を発表し

た。最初のテスト・ネットワークはスペインで立ち上げられる。
IMT2000 UMTSは定義され（ネットワーク立ち上げに必要な規格面で），現在も継続的に等級 が格上げされている。IMT2000 UMTSは，欧州以外では3GPP 準拠規格として知られる。注目 すべきはこの規格が来年まで元のGSM に適合しない点であるが，これは，2 つの技術が共存 する必要性があるためであり，欧州の立場から見て不可欠なことである。

欧州委員会は ITU 内部での IMT2000 基準の進展を支援しており，欧州および日本の関係者 の間では，市場のニーズを適時に首尾一貫した方法で反映する統一基準を設定するため，見事な協力が進んでいる。

自主基準の共通化

1．東京提言の総括
少なくとも一部の業界部門は，「国際」基準，すなわち国際機関の基準，および母体となる機関とは関わりなく一般に広く運用されている基準，が確実に増加している事態に直面し ている。このような混乱は市場をいらだたせ，貿易を阻害する。貿易に対する技術障壁 TBT） に関する世界貿易機関（WTO）協定は，自主基準の共通化と貿易に対する不必要な障壁回避 の手段として，国際基準を運用することを推進している。WT0 加盟国は，2000 年に同協定 を見直し，国際基準を展開させるための一連の原則を採択した。これらの原則は，WT0 の全加盟国の完全な合意の上で採択されたもので，同協定に基づいて運用される国際基準に関 し，欧州および日本双方の立場を反映している。
作業グループ 3（WG3）は，国際基準の持つ深い意味およびその運用がもたらし得る結果を特定するために，国際基準に関連した TBT に関するWTO 協定の原則の内容を明確化するこ とを目指して検討を開始するよう提言した。このような行動は，問題の複雑性を和らげ，国際基準機関の組織上および手続き上の変革が可能になることを示唆している。

2．実施された措置およびその現状
欧州委員会が TBT 協定の 3 年ごとの見直しに対し提出した意見にはいくつかあるが，特に，国際基準の受け入れ条件と運用，および国際基準機関が遵守すべき首尾一貫性と単一性の原則についての意見は注目される。2000年11月10日，WT0 加盟国は，透明性，公開性，公平性と合意，有効性と妥当性，首尾一貫性と展開範囲への配慮を含めた一連の原則を採択した。この原則をでき得る限り広範に周知させ，関連基準機関との情報交換を行うこと が合意された。

3．今後の実施見通し

EUJBDRT が，企業側からの観点から見て，商品貿易を対象にTBT に関するWT0 協定の諸原則 の内容について，作業グループ 3 が示唆したような共通理解を確立できるとしたら，それ は価値あることと言える。共通理解を確立する過程で，EUJBDRTが，これら諸原則が国際基準機関において実際にどう展開されるかに焦点を合わせるよう希望する可能性がある。ま た，国内基準を国際基準にすり合わせることは，貿易および市場へのアクセスを促進する上で重要な作業となり得る。このことを目標に，同作業グループが，日本および EU 双方が参加しているアジア欧州会議（ASEM）貿易促進行動計画において，すり合わせ作業の構築 を希望する可能性がある。

相互認識協定（MRA）

1．東京提言の総括現在のMRAをでき得る限り早急に締結する。

## 2．実施された措置およびその現状

5 年を超える複雑な交渉の後，EU および日本は，2001年4月4日に協定本文に署名した。現行の書式では，MRA は枠組みとなる本文と，4つの分野の付属文書，すなわち電気の安全性，電気通信機器，化学製品の医薬品安全性試験実施基準（GLP），および医薬品の医薬品品質管理規則（GMP）で構成されている。
協定の採択手続きは複雑であるが，すでに開始されている。

3．今後の実施見通し
EU の目標は，2001年末までにMRAを実施に移すことであるが，信頼醸成活動の詳細など，微調整が必要なポイントが依然としていくつかある。

特定の場合に必要な規制面または行政面の変更を含 む個々の間連国内手続きがあることが確認されており，協定の実施を進めて行くには，適切な形での資源の大量投入および複雑 な手続きが必要である。
MRA が一貫して実施されれば，直接的には関連部門の市場へのアクセスが促進され，間接的 にはEUと日本の間の貿易の自由化をもたらす準拠性評価や標準化の問題について規制面で の対話が進むことから，欧州委員会はMRAの実施を待ち望んでいる。
（P．23）
医療機器の相互認識協定（MRA）

1．東京提言の総括

MRAをさらに他種類の製品，特に医療機器の分野に，またさらに多くに国々へ適用するよう努力する。

2．実施された措置およびその現状
2001年4月4日に署名されたEU•日本 MRA の本文には，以下の宣言文が添付されている。「本協定に基づき，日本国政府および EC は，協定が発効する期日から 2 年間の期間中に，協定が適用される部門の一層の拡大について，交渉を開始する。特に，日本国政府および EC は，同期間に医療機器や加圧装置についての交渉を開始する意志を表明する。」

3．今後の実施見通し
現時点における重要事項は，2001年4月4日に署名されたMRAを確実に実施に移し，その完全な運用を図ることである。
MRA の期間延長については，今後適切な早い時期に検討される。
（P．24）
地域電話サービスへの個別料金方式および時間に基づく相互接続料金の導入

## 1．東京勧告の総括

競争力のある電信電話サービス・プロバイダがリーズナブルなコストで現行の地域ネット ワークへアクセスすることは，電信電話サービスへ改革をもたらす一つの方法となる。こ のようなアクセスは，地域電話サービスに対する個別料金方式，またはコスト重視型の時間ベースによる相互接続料金の形態を取り得る。

2．実施された措置およびその現状
欧州委員会が採択した行動を，以下に時系列で挙げる。
地域電話サービスへの個別料金方式導入に関する規制 EC N ${ }^{\circ} / 2000$

- 欧州理事会および欧州議会に向けた欧州委員会の規制についての提案：2000年7月12日
- 産業エネルギー評議会による採択：2000年12月5日
- 発効：2000年12月31日

地域電話サービスへの個別料金方式アクセスに関する提言 C（2000） 1059
－勧告：2000年4月26日

地域電話サービスへのアクセス規定に対する競争規則の適用に関しての欧州委員会の通知 C（2000） 237
－通知：2000年4月26日

3．今後の実施見通し

- 参考料金は，加盟 11 か国において発表済である。
- 完全個別料金によるアクセスは加盟 9 か国において実施可能な状況にあり，NRAs は，コス ト本意で検証した 10 区分の料金を設定した。
－共同アクセスは加盟 2 か国のおいてのみ実施可能な状況にあるが，今の時期から秋にかけ て大半の加盟国において実現の運びとなる可能性が高く，4区分の料金がすでに承認されて いる。
欧州委員会が収集した地域電話サービスへの個別料金方式の実施の現状に関する直近のデ ータは，下記のサイトに接続すれば入手できる。
http：／／forum．europa．eu．int／public／irc／infso／home／main
（P．25）
EU の現在の戦略を総括すると，次のようになる。
－規制当局に対し，配置，料金設定，支出準備金に関連した問題解決のために断固とした態度で臨むよう，引き続き促す。
- すでに開始されている集中的な追跡調査を続行する。
- 特に，年末にまとめられることになる年次実施報告書には広範な報告を記載する。
- 第 7 次実施報告書の作成過程において， 10 月の時点で加盟国の規制当局が規制を発効でき なかったことが判明した場合，侵害訴訟手続きを取る。
（P．26）
電子商取引に関するグローバル・ビジネスダイアログ（GBDe）支援

1．東京提言の総括
GBDe は，電子商取引の分野で広範に貴重な政策を展開しており，EUJBDRT のメンバー企業 の多くがすでにこの動きを支援している。メンバー企業にとっては，EUJBDRT の枠組み内で このような動きと重複する業務を追うよりも，むし ${ }^{(1)}$ GBe の活動を支援し，その活動かEU，日本の双方に関わる問題に十分に反映するよう取り計ららことの方が適切で あると判断さ れる。

2．実施された措置およびその現状
2000 年 9 月 26 日のマイアミ会議において，リーカネン委員は欧州委員会を代表して GDBe が多大な発展を遂げたことに対し祝辞を述べた。同委員は，GBDe がグローバルなレベルで Eコマースの主要課題について，ビジネスの世界と各国政府の間の政策上の協力を醸成した その能力を賞賛した。

欧州委員会は，GDBe の指針および勧告をおおむね受け入れ，特に消費者信頼感の分野につ いては評価したが，GDBe のデータ保護原則に関しては，同原則がEU の指令はもちろんのこ と，OECD の指針さえも満たしていないことから，これを保留することとした。
欧州委員会の部局は，GBDe のマイアミ会議の指針および勧告に対応した作業文書を作成し た。GBDe に送られた作業文書は，同会議で欧州委員会が表明した見解に立脚しており，GDBe に対し，そのメンバー企業がマイアミ会議で合意された指針を遵守し，確実に効果的な指針の運用にあたると共に，責任問題に対して全面的に対処するアプローチを取るよう要請 した。
欧州委員会は，GDBe の業務を注視し，これに積極的に参加している。この方向に沿い，欧州委員会は2001年4月にマドリードで開催されたGBDe のビジネス運営委員会の中間会議 に参加し，成功を収めた。同委員会は以下の項目を推進する。
－「消費者信頼感の醸成」および「プライバシー」について前向きに対応し，東京会議に向 け，これらの分野において何らかの具体的な方策をまとめたい意向である。
－新しい問題，たとえば「文化の多様性」や「サイバー倫理」など，東京会議の会期中に宣言を出す可能性のある課題について検討を進める。

- 数の絞り込みが進んだ主要問題に再び焦点を合わせる。
- 消費者グループに代表される第三者の利害関係者および「グローバル・シティ・ダイアロ グ」に接触する努力を払うことで，電子政府やデジタルデバイドの課題を扱う分野にも取 り組む。

3．今後の実施見通し
欧州委員会は，GBDe のメンバー企業がマイアミ会議で採択されたガイドラインを実施すべ きこと，および 9 月 13 日から 14 日に開催される東京会議でいくつかの重要方針が打ち出 される可能性があることを引き続き強調していく。
（P．29）
GBDe：トラストマーク計画
EUBJRT は，マイアミ会議で合意されたトラストマーク指針に準拠するトラストマーク計画 の支援システムをGBDe が開発するよう，提言する。

2．実施された措置およびその現状
GBDe は，バリ会議に参加後，GBDe の「トラストマーク」を開発するか，または既存の1つ または複数のマークを支援するか，その可能性について模索している。これらのマークは，世界中の商業用電子商取引のサイトが，2000年9月のマイアミ会議で合意されたトラスト マーク指針に沿って，GBDe およびそのメンバー企業が設定した行動コードや基準を満たし

ている場合に，同サイトに対し付与されるものである。欧州の作業グループ（WG）への参加者は，開発中のトラストマークがすでに多数存在していることを了解している。このた め，必要な特徴の枠組みを開発することにより既存のマークを支援するアプローチは，GBDe の承認を得ており，進展の可能性がある。
9 月 13 日から 14 日に開催される東京会議の会期中に，消費者信頼感の醸成に関する方針が おそらく発表される。

2000 年 5 月に，バーン委員はリーカネン委員と共同で，ビジネスおよび消費者の代表者に「中核グループ」に参加してもらい，行動コードおよびトラストマーク・プログラムの指針策定を目指すコンセンサス形成のための行動を開始した。バーン委員は2001年4月23日に利害関係者達と会合を持ち，行動コードの原則に対する様々な選択肢およびトラスト マークの承認と監視について討議した。この討議の結果，欧州産業連盟（UNICE）と欧州消費者連盟（BEUC）の間で以上の問題に協力して取り組む合意が結ばれ，最初の報告が 2001年 6 月末までに発表されることになっている。

3．今後の実施見通し
この分野で出発点に立つ欧州委員会は，GBDe および EUJBDRT のメンバー企業に対し，電子商取引ビジネスを実施する際は以上のような GBDe の指針に準拠するよう，促すことになる。
（Р．30）
GBDe ：市民提言活動グループ

## 1．東京提言の総括

EUJBDRT のメンバー企業は，市民提言活動グループの作業を支援し，政府および超国家機関 に対する提案に GBDe の立場を反映させていく。共通作業グループのメンバー形式を取った正式な連絡組織が，EUJBDRT と市民提言活動グループの間で，もしくはこの二者の事務局を通じ，創設される可能性がある。

2．実施された措置およびその現状
GBDe および欧州委員会は，GBDe のメンバー企業と政府代表者が対話を推進する努力を重ね るよう促している。

3．今後の実施見通し
4 月 24 日と 25 日に，マドリードでGBDe のビジネス運営委員会（BSC）の中間会議が開催さ れた。政府代表者と欧州委員会が参加し，GBDe 作業グループの中間報告書および9月13日 と 14 日に開催される東京会議での優先事項について討議した。
2001年6月に，欧州委員会が，GBDe と，欧州議会，EU 加盟国，および欧州委員会から選ば

れたEU専門家の間で第2会議を組織し，東京会議の準備段階として，GBDe 文書に対する事前対応を検討する可能性がある。昨年開かれた同様の専門家会議は大成功を収めた。

電子署名

1．東京提言の総括
EUJBDRT のメンバー企業は，欧州および日本の政府に対し，電子署名および捺印の国際的認知に向け，産業界共通の枠組みについての定義を進めるよう，求めている。かかる枠組み を設定することは，多元的ドメインの応用を伴うグローバルな認証サービスの共通化へ踏 み出す第一歩ともなる。欧州と日本の実業界および政府は，認証に対するグローバルなア プローチを確立していくこの構想を通じ，多大な貢献を果たすことができる。

## 2．実施された措置およびその現状

電子署名指令（99／93／EC）は，2000年1月19日に発効した。

3．今後の実施見通し
同指令は，2001年7月19日までに加盟国の国家レベルで履行されなければならない。現在 までのところ，EU 加盟国の内 7 か国（オーストリア，ベルギー，デンマーク，フランス， アイルランド，ルクセンブルグ，およびスウェーデン）が指令の一部をすでに履行した。

ビジネスモデル特許

1．東京提言の総括
各国政府は，特にこの主題の新規性と不明膫性について，正確な調査を試みるべきである。各国政府は，国際的な調整を推進し，以前に特許権が許諾されたビジネスメソッドの実例 データベースを維持する必要がある。
実業界は，ビジネス活動の分野で特許権が許諾された実例に関する情報を提供することに より，各国政府と協力すべきである。
各国政府と実業界は，電子商取引の発展を妨げることなく，正当な特許保持者を保護する解決策について互いに協議する必要がある。

2．実施された措置およびその現状
欧州委員会は，2000年第4四半期にコンピュータ運用上の発明の特許資格についての協議会を開いた。同協議会は，ビジネスメソッドの問題にも取り組んだ。欧州特許局の現行制

度によると，コンピュータ運用によるビジネスメソッドに対する特許権は，各発明が先端技術に技術的な貢献を果たす場合のみに，許諾可能である。欧州委員会は，2001年秋に， この問題についての立場を明確にする意向である。

3．今後の実施見通し
欧州，日本，および米国の間で依然としてアプローチが分かれている。欧州委員会がこの問題についての立場を明確にしさえすれば，米国に対する共通戦略の展開が可能かどうか，日本と共に探ることが有用になっていくと考えられる。米国に対し，ビジネスメソッド特許権許諾にはさらに制限的なアプローチを取るよう働きかけることが，目標でなければな らない。
（P．35）
世界貿易機関（WTO）新ラウンド

## 1．東京提言の総括

でき得る限り早期に広範囲な WTO 貿易ラウンドを開始する。この共通目標を達成する上で， EU および日本は協調行動を取る。

2．実施された措置およびその現状
日本およびEU は，ラウンド開始のために引き続き緊密に協力する。EU の戦略修正はおおむ ね日本に支持されている。EU および日本は，特に開発途上国問題をラウンドに盛り込むた め共通の努力を重ねており，開発途上国がグローバリゼーションの影響に有効に対処する よう支援すべきであるとの方針を促す明確な姿勢を打ち出している。EU および日本の共同主催により 3 月末にジュネーブで開催された各国当局者の会議は実りあるものであり，新 ラウンド開始を目指した建設的な環境整備と加盟国間の信頼醸成に貢献した。EU および日本の双方が，合意形成過程の中で重要な段階にさしかかっている今，明確な政治姿勢を打 ち出すことの重大性を認識している。

## 3．今後の実施見通し

2001年11月に開催される第4回 WTO 閣僚級会議で新ラウンドを立ち上げることが，目標で ある。そのためには，協力関係形成の作業を継続する必要がある。欧州委員会は，日本お よびEUが来るべき年においても充実した協力活動に取り組み，実業界がこの共通目標を支援することを，切に希望する。

